

I-② いじめに関する教育活動（正規のカリキュラム以外の教育活動）

（北海道教育大学）

教育活動名	4年次学生対象就職支援講座
実施主体	キャリアセンター札幌校センター
受講者・参加者数	59名
<p><b>【活動内容】</b></p> <p>4年次学生対象教員志望者向け就職支援講座          日時：平成24年6月8日（金）          場所：北海道教育大学札幌校305教室          講師：植村敏視（キャリアセンター）          内容：「教育現場の課題について理解を深めよう」いじめ問題を含む</p>	

I-② いじめに関する教育活動（正規のカリキュラム以外の教育活動）

（弘前大学・教育学部）

教育活動名	弘前大学ネットパトロール隊のネット見守り・啓発活動
実施主体	弘前大学教育学部「ネット・ケータイ問題」研究プロジェクト
受講者・参加者数	52名（2012.10.1 現在）
<p><b>【活動内容】</b></p> <p>下記の活動を通して、いじめ問題、特にネットいじめ問題への理解を深めると同時に、教師力養成を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 掲示板(学校裏サイト)、プロフィール、SNS等のサイトの探索(サイトを探す)、監視(サイトの誹謗中傷等の書き込みを探す)を行い、必要に応じて青森県教育委員会と協定を結んでいる弘前市、むつ市の教育委員会へ通報する活動。</li> <li>2. 学校からの希望に基づき、ネット・ケータイリスク教育(ネットいじめを含む)の出前授業を行う。授業者は大学での教育実習を終了した学生が行うことを原則としている。指導案を作成し、模擬授業を繰り返しグループで検討会を繰り返し、改善したもので出前授業を実施する。指導案作成、模擬授業の段階で教員が支援・指導を行い授業力を養成する活動。</li> <li>3. ネット・ケータイリスク教育は、リスク指数を出す必要があり、そのための調査活動を行う。青森県内全体の動向を把握するための調査と、出前授業前後の調査の活動。</li> <li>4. パト隊員のレベルを維持するため、独自のパト隊検定制度を設け、自己学習を励ましている。また、パト隊に研修部を設け、月に数回の学習会を独自に実施している(いじめ問題を含む)。</li> <li>5. PTAや教職員、教育関係団体からの講演依頼(ネットいじめを含む)に基づき、教員とパト隊学生がチームを組み、コラボで準備をして実施する活動。</li> </ol>	

I-② いじめに関する教育活動（正規のカリキュラム以外の教育活動）

（弘前大学・教育学部）

活動名	教員免許更新講習・教育の新動向（心理学領域）
対象者	教員免許更新講習受講者
実施期間	平成 24 年 8 月
活動場所	弘前大学教育学部
教員名（専門分野） 関係者等	吉中 淳(教育心理学)
参加者数	約 400 名
活動の目的	教育の新動向（心理学領域）の中から、「子どもの生活変化をふまえた指導」というテーマで講義を行った。
成果	ほかに「子どもの発達に関する課題」「特別支援に関する新たな課題」の 2 分野が同日に開講されていて、受講者この中から一つのテーマを選んで答案を提出することになっていたが、約半数が本テーマを選択した。採点の結果、全員が合格した。

【活動内容】

いじめの定義が近年変更されたこと、それに伴い、以前はいじめと認識されていなかったことがいじめであると認定されるようになったこと、また、ネット環境の発達がいじめの内容にも影響を与えていること、以前のような暴力系のいじめだけではなくコミュニケーション操作系のいじめが増加していること、教室の中に身分制度のようなものが出来ていて、しかもそれがしばしば順位が入れ替わることから、誰でもがいじめのターゲットになりうるという状況に子どもたちが怯えているといった指摘の紹介などを行った。

I-② いじめに関する教育活動（正規のカリキュラム以外の教育活動）

（宮城教育大学・教育学部）

教育活動名	平成24年度宮城県教育職員免許法認定講習
実施主体	宮城県教育委員会
受講者・参加者数	40名

【活動内容】

開設科目名：「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」

日時：平成24年8月4日

場所：宮城教育大学

講師：田端健人

対象：現職教員

内容：

1. 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）を含む諸統計から、「いじめ」「不登校」「暴力行為」の数値を紹介し、「いじめ」については、学校種や学年別の発生率、発見者として多くあげられる人物が誰であり、いじめられている子どもが誰に最も相談するかなどを確認する。

2. いじめ研究のなかから基本的な知見を紹介する。その上で、いわゆる「学級崩壊」を併発しているなかでの「いじめ」事例を紹介し、現職教員たちの実体験から対応策を考え、相互に意見交換する。その中では、各自が経験し対応した「いじめ」事例の意見交換も含む。その後、当該事例の実際の回復過程を紹介し、現職教員たちと考える。

I-② いじめに関する教育活動（正規のカリキュラム以外の教育活動）

（秋田大学・教育文化学部）

教育活動名	教員免許状更新講習 講座名：教育の最新事情（子ども変化についての理解）
実施主体	秋田大学
受講者・参加者数	324 名
<p><b>【活動内容】</b></p> <p>教員免許状更新講習 講座名：教育の最新事情（子ども変化についての理解）において、「思春期と対人関係：その理解と対応の方法について」をテーマにいじめに関する講義を4回実施</p> <p>日時：平成24年7月22日 対象者80名 平成24年7月31日 対象者84名 平成24年8月21日 対象者80名×2</p> <p>〈内容〉</p> <p>次の構成に従い、思春期心性と対人関係の特徴との関連性について論じ、思春期にはいじめ問題が当たり前のように生じるメカニズムについて説明した。さらに、これを踏まえ適切な学級経営の方法といじめが起きた場合の対処法について、比較的成本のかからないいくつかの方法を提案した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>はじめに 橋本（1997）による現代青年の対人関係の探索的研究の内容を紹介し、こうした関係の萌芽が思春期の対人関係に見られることを論じた。</li> <li>思春期の心理的特徴 思春期に見られる変化を身体的変化、自己の変化、認知の変化、対象関係の変化という4領域にまとめて述べ、インターネットスラングの「中二病」との関係性を述べた。</li> <li>対人関係の特徴と認識のされ方 仲間関係の発達について述べ、現代の青少年における仲間関係の変質について論じた。さらに、思春期の子どもたちがピア・プレッシャーをどのように感じているかについて統計資料を用いながら説明した。</li> <li>対人関係の中で起きる排除 山口（1980）の攻撃の二次元実験を説明しながら、実際はいじめとネットいじめの態様の違いや、ストレス状況下でのいじめの表れ方について説明した。さらに、リスクシフトの演習を行い、集団での意志決定が危険な状況に陥ることを体験してもらい、さらに思春期特有の心性が前述した集団力動にどのように影響するのかを、事例を用いて検討した。</li> <li>我々は何ができるか：その前提となること 思春期の集団の中ではいじめは必然的に起きることを示しながら、「ルール関係とフィーリング共有関係」や「スクールカースト」等の比較的新しい知見を示しながら、学級経営のあり方について提案した。</li> <li>対応の具体的方策 講師がスクールカウンセラーとして、教員と協働して行ってきたいじめ対策の方法3つ、①心理教</li> </ol>	

育, ②WOWW アプローチ, ③いじめ問題の外在化授業を, 実際の事例として報告した。そして, 学校での実践について検討してもらった。

I-② いじめに関する教育活動（正規のカリキュラム以外の教育活動）

（秋田大学・教育文化学部）

教育活動名	いじめ問題プロジェクト—研究発表・模擬裁判・シンポジウム—
実施主体	科研費・新学術領域「法と人間科学」（法教育班）
受講者・参加者数	29名 ・ 200名
<p><b>【活動内容】</b></p> <p>*井門が担当する「公民科内容学」「総合演習」の受講者と社会科学教育研究室学生・院生を中心に正規カリキュラムと科研費研究「法と人間科学」を連携させて実施する。</p> <p>以下は、課外活動となる。</p> <p>2013年3月3日 いじめ問題プロジェクト—研究発表・模擬裁判・シンポジウム—</p> <p>会場 メイン会場教文3-145 控室等3-146 150</p> <p>午前 学生による調査報告「いじめをどう防ぐか—テーマ別報告—」</p> <p>①いじめ事件の総合的調査報告班          ②ネットいじめ・学校裏サイトの調査報告班          ③いじめ防止条例の調査報告班          ④いじめ防止プログラムの調査報告班（国内外）          ⑤模擬裁判実施班（いじめPTSD事件調査と模擬裁判）</p> <p>午後 いじめ模擬裁判とシンポジウム</p> <p>いじめ民事裁判—学生と弁護士による模擬裁判—*1          いじめシンポジウム—模擬裁判を踏まえて—</p> <p><b>*1 事案について</b></p> <p>民事裁判で取り上げる事案は、「いじめPTSD事件」とする。その理由は、いじめ自殺事件のように被害者が亡くなってしまった場合は最悪の事態であり、すでにその段階で学校や設置者側の敗北である。さらに、学校設置者側が被告として訴えられた場合は、見通しのない最悪のケースとなる。</p> <p>「いじめ事件」でも自殺よりも少しソフトなケース（死に至らなかったという意味で）で扱った方が、参加している教育関係者も、その後の被害者に対する対応やケアを考えることができるのではないか。こうしたことにも配慮して、上記テーマとした。</p> <p>この事案の事例としては、加賀地裁小松支部（2012年11月9日）がある。これを事例に秋田弁護士会の法教育委員会有志弁護士（秋田法教育研究会会員）が、シナリオを作成する。このケースでは、心に傷のある被害者に証言させるという設定で、ビデオリンクによる証言も取り入れることにした。</p> <p>キャストは、裁判官3名（裁判長は弁護士、他学生）、原告、被告双方の弁護士2名（弁護士2名）、被告（学校設置者、加害者、その保護者）、証人（被害者、その保護者）、書記官、廷吏を設定する。</p> <p>裁判は、証人尋問を中心に実施し、双方の視点が交差するようにする。</p> <p>まだ、継続中なので、以上はあくまでも予定している内容である。</p> <p>2013年3月末までに いじめ問題プロジェクトの報告書・DVD作成準備⇒完成6月頃</p>	

## 【活動内容】

### 参考 加賀いじめ PTSD 裁判の概要

PTSD：いじめで発症「適切な措置取らず」 加賀市の責任、厳しく認定—地裁小松支部判決 /石川

毎日新聞 2012年11月10日(土)16時6分配信

◇因果関係証明に高いハードル 弁護士「判決に評価」

同級生からの集団いじめで心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症したとして加賀市の市立小で当時低学年だった女兒と両親が、市と児童の保護者に損害賠償を求めた訴訟で、9日の金沢地裁小松支部判決は「担任教諭はいじめを把握していたのに適切な措置を取らなかった」と、市側の責任を厳しく認定。大津市の中2生徒がいじめを苦しんで自殺した問題で教育現場の現状に関心が高まる中、行政のいじめへの姿勢と対応が改めて問われる事態となった。

いじめなど学校に絡む裁判を担当してきた渡部吉泰弁護士（兵庫県弁護士会）は「いじめで自治体側の責任を認めた判決は珍しいが、実態を考えてみたら当然のこと」とみる。いじめとPTSDとの因果関係の証明には「医学分野の立証が必要でハードルが高い。今回の判決は評価できる」とした。その上で「いじめで被害者は徹底的に自己を否定される。そのつらさでPTSDを発症したり、自殺に追い込まれる。そうした心理を理解できない裁判官が多いことが残念だ」と現状を語った。

また、鹿児島大大学院司法政策研究科の采女（うねめ）博文教授（民法）は小学校低学年の児童が絡むいじめでは「加害側の児童が幼い場合は指導の効果が表れやすい。学校の早期発見と、保護者や加害児童への迅速な指導が特に重要」と話す。【松井豊】

2012年11月10日朝刊



I-② いじめに関する教育活動（正規のカリキュラム以外の教育活動）

（山形大学・地域教育文化学部）

教育活動名	スクールカウンセラー
実施主体	山形県
受講者・参加者数	対象中学校の生徒447人、教職員40名、保護者：不明人
【活動内容】 スクールカウンセリング、コンサルテーション	